

第二十八回国 参議院法務委員会會議録第二十八号

昭和三十三年四月十六日(水曜日)午前  
十時五十二分開会

委員の異動  
本日委員山口重彦君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として成瀬幡治君及び戸叶武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君  
理事 大川 光三君  
一松 定吉君  
棚橋 小虎君  
宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君  
大谷 豊潤君  
小林 英三君  
安井 謙君  
赤松 常子君  
亀田 得治君  
戸叶 武君  
成瀬 幡治君  
後藤 文夫君

内閣総理大臣 岸 信介君  
法務大臣 唐澤 俊樹君  
政府委員 法制局長官 林 修三君  
法制局第二部長 野木 新一君  
警察庁長官 石井 榮三君  
警察庁警務局長 荻野 隆司君  
警察庁刑事局長 中川 董治君  
法務政務次官 横川 信夫君  
法務省刑事局長 竹内 壽平君

事務局側

常任委員 西村 高兄君  
会専門員

参考人

丸の内警察署次長 中村 五郎君  
前丸の内警察署勤務巡査 古田 義明君

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件  
○参考人の出席要求に関する件の件(丸の内警察署留置場における暴行致死事件に関する件)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告いたします。四月十六日付、藤原道子君辞任、戸叶武君選任、山口重彦君辞任、成瀬幡治君選任、以上であります。

○委員長(青山正一君) 次に、連合審査会開会についてお諮りいたします。刑法の一部を改正する法律案並びに刑事訴訟法の一部を改正する法律案の二案につきまして、昨十五日、社会労働委員会から連合審査会開会の申し入れがございました。つきましては、両案について、社会労働委員会と連合審査会を開会することにいたしました。

すが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。それでは、両案について、法務、社会労働連合審査会は、来たる四月十九日、土曜日、午前十時から開会いたします。

○委員長(青山正一君) 次に、丸の内警察署留置場における暴行致死事件を議題といたします。

本件につきましては、去る四月四日の当委員会の調査に当りまして、警察庁当局から一応結論的な報告もなされたのでございますが、丸の内署における当夜の留置場、保護室の収容状況、田中輝男等同房者の状態、この間にあつての寺見淳一氏の引致から死亡に至るまでの経緯、看守巡査のとられた措置と、その後における丸の内署のとられた処置等につきましては、人権尊重の観点からも、警察のあり方の民主化の観点からも、なお、しきりに検討いたさねばならないと考ふる次第でございます。参考人、前丸の内警察署長並木伊平君は、本朝発熱のため、診断書を添え、本日出席できない旨申し出がございました。

皆様にお諮りいたしますが、並木伊平君の代理として、丸の内警察署次長、中村五郎、前丸の内警察署勤務巡査、古田義明、この両君を参考人として本日当委員会に出席を求めらることにいたしたいと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。

御質疑の方は御発言下さい。

○亀田得治君 事件の概略等につきましては、前回、警察庁当局からその後の調査の報告がありました。最初はあまりいい説明であつたのですが、一応、この前は具体的な説明があつたわけですが、それに関連いたしまして、現場を担当しておられる参考人の方に対して、一そう真相を明らかにしていただきたいという立場で、若干お尋ねをしてみました。

最初に、中村さんにお尋ねいたしました。が、ちよと、十月四日の夜に寺見が丸の内署の留置場に入つて来たわけですが、その際、あなたはどこにおられましたか。

○参考人(中村五郎君) 自宅におりました。

○亀田得治君 そして、この事件が起きたとして、おそらくあなたの方へ連絡があつたと思いますが、それは自宅へ御連絡を受けたわけでしょうか。

○参考人(中村五郎君) 自宅へ、電話で連絡がございました。

○亀田得治君 それは何時ごろだったでしょうか。

○参考人(中村五郎君) 午前零時ちよと過ぎごろだと思つた。

て、日比谷病院に今収容した。こういうような報告がありました。

○亀田得治君 そつちが電話です。何時ごろ日比谷病院に入ったなどということはわかりませんが、そのときは、

○参考人(中村五郎君) 当時はわかりませんでした。

○亀田得治君 あなたはどうしたのですか、それから。

○参考人(中村五郎君) それに対して、よく事情を聞きまして、それで日比谷病院へ収容した、それでその後の状況をわかり次第、また追つて知らせる。こういうような返事を受けました。

○亀田得治君 その留置人が、急に変わつて日比谷病院に入れたという報告のようですが、あなたは、それをどうういふふうにして受け取つたわけでしょうか。命が危ない状態だといふふうな受け取り方をしていたのか、どうなのか、どつちなんですか。

○参考人(中村五郎君) 救急車で収容したという報告ですから、相当重態ではないか、こういうふうには考えました。

○亀田得治君 何時ごろ、その寺見が丸の内署に留置されたといふふうな電話では聞いたわけですか、そのとき。

○参考人(中村五郎君) 八時半ごろといふように記憶しておりました。

○亀田得治君 そつちが電話です。日比谷病院に行くまでに相当な時間があるわけですね。時間があつて、そつち











がありました。そこで、いわゆる少年房はときどき単独房としてお使いになつておるのでしょうか、どうでしょう。

○参考人(中村五郎君) ときどき使つておるといふこともございませんが、たまたま当時二名だけしかおりませんから、これをほかの方へ移すのも比較的簡単である、こういうようなことから少年房を単独房に一時したわけでありませぬ。

○大川光三君 第四房または第六房に他の留置人がおるにもかかわらず、泥酔者をそこへ移すといふことについては、あるいは暴行されるといふことが予見されると私は思う。しかし、四房の方に入ることがあるいは予見され暴行を加えられるといふことが予見されたにしても、結論は私はやはり単独の房がなかったといふことが本件に大きな影響があつたといふ思ふのですが、警察の考えとしては、そういう単独房の必要を認めておられるかどうか伺いたい。

○参考人(中村五郎君) 十分ほしいと思ひます。

○大川光三君 亀田さんからどうせいろいろお尋ねがあると思ひますけれども、結果的には、検察庁の告訴事件が暴行罪として処理されておるのである。その結果から見まして、警察署内に行われた事件といふものはまあ傷害致死といふところまでの大きな因果関係がなかつたとわれわれは判断しなければならぬ。現に専門家の検察庁が、暴行罪で起訴したといふのでありますから、そこで繰り返して私どもの聞きたいことは、決して四房、六房に移したことを私は責めたくはないのですけれども、単独房が必要であるといふことな

らば、その面について、過去においても大いに単独房の設置を求めておらなければならぬといふ点に、多少警察としての私は落度といひますか、足らなかつたところがあつたと思ひますので、今後こういう事案は、これは一つにとどまらぬのでありますから、警備方面におきましても、大いに警察の意のあるところは上の方へ上申して、設備を完全にするといふことを留意されんことを望んでおきます。

○亀田得治君 それでは古田さんに簡単に聞きます。この問題の田中の前歴なり、そういうものは当日わかつていたと思ひますが、どうでしょう。

○参考人(古田義明君) 自分個人としては、深いことはわかりませんでした。○亀田得治君 しかし、約二十日間ほどです。その房にいたといふわけですから、どういふ男かといふことぐらひのことは見当がついていそりなものであつたと思ひますが、どうでしょう。

○参考人(古田義明君) それはまあ窃盗、いわゆるすりです。すり犯人であつて、ふだんは房におるときは、留置場なれをしておるよりの状態です。留置規則というものを非常にわきまえておつて、規則違反といふものは見受けられず、私語雑談といふようなものは全然なかつたものでありますから、本人の性質としては、非常にさほどに荒くれたものではないといふことを考えたりました。

○亀田得治君 そういふおとなしい顔をして、留置規則なんかもちやんと知つてゐる者、そういう者の方がむしろ警戒を要するんじゃないですか。わ

らんわん陽性に騒いでゐる者はむしろ大したことはない。三週間もおれば大いに見当がついてゐると思ひますが。

○参考人(古田義明君) それはその人間の前科とか、自分としてはその人間に對して初めて会つた、取り扱つた留置人でありませぬから、前科その他が自分にはわかりませぬでしたから、そこにいた期間中は自分は考へただけです。留置場へ入つてくる者で、留置場へ一歩踏み入れると同時に、非常に気性の荒い者でわれわれに對して悪口雑言を述べる者、それからいって、反面非常におとなしくそこで留置手続をするときでも、もう今回でほんとうにやめますといふようなことを述べてゐる者がおりますから、まあ田中が入つたときは自分はいませぬでしたけれども、まあ田中がそういうような人間であつたと思つたときは自分は考へただけです。

○亀田得治君 この田中が寺見をなぐつたことがあるわけですね。で、まあそのなぐり工合とかさういふことか、いことはお聞きませんが、なぜそのことをあなたは隠してゐたんですか。

○参考人(古田義明君) 自分としては、留置場の監視者であり、留置場内で自分が勤務中たとえ同房者間でいざこざがあり、また、けんか、なぐり合ひがあつたにせよ、その責任はそのとき勤務してゐた自分の責任であると思つて、その責任の重大さを痛感し、上司や同僚に非常に迷惑を及ぼすといふ考へから黙つておりました。

○亀田得治君 真相を語つたのはいつなんですか。あなたとして上司に語つたのは。

○参考人(古田義明君) ちょっと警察手帳に日にちが書いてありますが、見てもよろしいでしょうか。

○参考人(古田義明君) いいます。およそいいます。いつごろです。

○委員長(青山正一君) どうぞごらん下さい。

○参考人(古田義明君) ちょっと見当りませぬが、二月の六日に、人権擁護局へ行つて……。ちよつと取り消します。日にちを間違えました。

○委員長(青山正一君) 亀田さん質疑を続けて下さい。ちよつとわからないらしいですか。

○参考人(古田義明君) およそのこといいです。一月とか、二月とか。

○参考人(古田義明君) 三月に入つたときと思ひますが、その点はつきりはわかりませぬ。

○亀田得治君 ずいぶん長く黙つていたのですが、先ほどあなたのおつたやつたようなお気持ちで一応隠してゐたといふ、そのまあ心境は、あなたの立場に立つて見ればこれはまあ理解できないうことはいいですがね。そういう気持ちでおりますと、やはりほかの同房者ですね。同房の諸君にもこれは一つ隠便にしておいてくれ、おれの方も荒だつた報告はせんからと、そういうことを言いたくなるわけですが、そういう意味のことを実際に同房してゐる者に言つたことはいないのですか。

○参考人(古田義明君) 自分としては、そういうことを言つたことも言つた覚えもありません。

○亀田得治君 しかし、あなただけ隠しておつたつて、ほかを調べればすぐわかるんじゃないですか。やつぱりそういうお気持ちになつたから、ほかの

人にもそれは多少言つたのじゃないですか、そういう意味のことを。

○参考人(古田義明君) ほかの人は長くおられる人ばかりではありませぬから、自分としても他の留置人にさういふ話は全然いたしませんでした。







心から共鳴を察し得なかつたものであります。

ところが、この大看板に対して、岸内閣がその実行においてどれだけ熱意と実行力を示したか、岸内閣が何でもやりそうなゼスチュアだけを、実際は何にもしないという例は枚挙にいとまないのであります。最もいい例は、この三悪追放であると思つております。国民の期待が大きかつただけに、最後の岸内閣の不誠意に對しては、最も強く国民のふんまんと言えらると思つております。岸首相は、ここに気づかれたのか、この三悪のうちの汚職、暴力の二悪を追放することに對して、幾分の熱意を有することを国民にわかつてもらつたために、このたびこの刑法の一部改正案を提出されたのであります。貧乏の追放はこれはなかなか一朝一夕にできることでもないし、金がなくてはできない相談だから、これはしばらくは上げをして、特に金のかからない汚職と暴力を追放しようというのが総理の腹のようであると思つて、あります。しかし、その意図はともかくといひましたし、おくれたりといへどもなおなさるにまざるのであります。大切なことは、ただ法律案を提出したり、改正したりして、ゼスチュアを示すということだけではないのであります。どれだけ真剣に暴力の追放、汚職の追放ということを取り組むかということが私は問題であると思つております。しかし、この汚職追放の唯一の対策といつたしまして、このあつせん取賄罪の新設が今度提案されたのであります。汚職の追放はこの法案では断じ

て期待できないのであります。これは穴だらけのざる法案だということ、まだ審議に入らぬ前から、与党も野党もあるいは呼ばれておるころの参考人まで、一様に認めておるところであります。総理は、汚職追放のためにただかような法案を提出しただけで、それで国民に對する汚職追放の責任は済んだんだ、こう思つておいでになりませんか、この点について一つ首相のお考えを伺ひたいのであります。

次に、暴力追放のために刑法と刑事訴訟法に幾多の改正点を提案しておられるのであります。総理は、暴力追放に對してどれだけ熱意と誠意を持っておられるのであるか。私はかような法律の改正などはしなくても、断固暴力を追放しようとする強固な信念と正義の感情を持つておるならば、現行法だけでも暴力追放は決してできないことではないと思つておるのであります。ただそれができないというのには、暴力を追放しようというかたい信念と燃えるような正義感が欠けておるといふことであると私は考へる。自民党の前の法務大臣が、町の暴力の親分の葬儀でありましたか、法務大臣の名を冠した自分の花輪を贈つて物議をかもしたといふことがありますが、これはわが国における暴力と有力筋との強い結びつき、氷山の一角が、ただ不用意のうちに国民の前に示された一例にすぎないのであります。かような有力筋と暴力との結びつきがあるから、警察もさういふ暴力取締りに手が出せないでおるのであります。さういふ現状に手を触れずそのままにしておいて、それに対してただ法律だけをいじつて、国民

も、それに私は国民はごまかされたいといふことを銘記していただきたいと、さう考へるのであります。私が岸総理にお伺ひしたいことは、総理は、暴力と汚職の追放に對してどの程度に真剣に考へておられるのであるか、それだけの決意と勇氣をもつて汚職と暴力の追放に取り組んで、国民に對する公約を果せようとしておられるのであるか、その御決心を一つ、審議に入る前に伺ひたいと思つておるのであります。

○國務大臣(俣信介君) 私が昨年いふゆる三悪の追放といふことを国民に誓約をいたしましたのは、私が政治家として、内閣の首班として政局を担當する以上、私の全政治を通じてこの三つと取り組んで、これをなくしようといふ私の念願からでございます。

言うまでもなく、この三悪といふことと對しまして、従来のどの内閣総理大臣もどの政治家も、これをなくしようといふ考へは持つておられたと思ひます。また、そのためにいろいろ努力をされたことも、私は歴代の首相がいずれもさういふ考へを持つておられたと思ひます。しかし、なお、これが社会のうちにほびこつておる、それが除かれないといふことは、これらのものが現在の社会のうちに根強く、いろいろな意味におきまして築くつておるといふ結果であらう。しかし、私どもが真に平和を愛し、民主主義を完成しようと思ふ以上は、私は、私どもは根柢いものであらうとも、どれほどこの現代の社会の中に深く食い込んでおらうとも、この三つをなくすることが政治の目標でなければならぬ、また、政治家として、これを全力をあげて追放するといふことに努力をしなけ

ればならぬ、かように考へておるわけです。言うまでもなく、貧乏の問題につきましては、これは経済全体の問題であり、また、社会保障制度等、各般の施策を要する問題でございますから、これは相當な困難がありますけれども、しかし、私は、一方において経済の基礎を拡大するといふこと、社会保障制度を拡充するといふ方向で、この問題を解決しようといふ考へを持つております。また、暴力と汚職の問題につきましては、今、棚橋委員もお話のように、決して、私は、今回提案をいたしました法律でもつてこれをすべて解決されるというよりなことを考へてもおられませんし、また、単に一つのゼスチュアとしてこれを国民の前に示すためにやつておるといふような考へでは毛頭ないのであります。この二悪が起つてくることの原因はいろいろありましようが、要するに、私は、この汚職の問題につきましては、政治家及び公務員の道義の問題、その背後においては国民道義の問題があると思ひます。しかし、さういふ抽象的なこと、包括的なことを申し上げて、ただ道義の高揚といふことを申すだけでは、この問題は決して解決できる問題じゃありません。現在ありますところのこれら法律を十分に適用して、このの励行によつてこれらのものと取り組んでいくべきことはもちろんでありますけれども、さらに、やはり現在の法律の欠けておる部分につきましては、これを補正して、さうしてできるだけ万全を考へていくといふこと、並びに、さらに、この改正に當つて、これらの関係者はもちろんのこと、国民一般に、私は、この問題に關

する認識を強め、やはりこれらのものをなくしていく上におきましては、特に国民の協力を得なければならぬ問題であると思つて、さういふ意味におきまして、今回立案をいたしておるわけでありまして、決してこれを単なるゼスチュアと私は考へておるわけでもございませぬし、いんや、これだけでもつてこれが解決されるということには、もちろん私は考へておられません。現行法の勵行はもちろんのこと、さらに公務員のあるいは責任性を明らかにするとか、信賞必罰を勵行するとか、綱紀の肅正につきましては、すでに、私が内閣の首班になりましたから、各省大臣を督勵をいたしまして、いろいろその方面のことにつきましても意を用いて努力をいたして参つております。また、私は、さらに、検察当局に對して、この汚職を追放し、暴力を追放するといふことについては、現在の法律を勵行して、いやしくもさういふ事実があり、また、将来に對して自分がそれを追放しようといふ一念から、さういふものの犠牲は途上においてやむを得ない、假借することなく、さういふものに対して法を勵行するようになつておることを申し出ておるわけでありまして、従いまして、この問題に關しましては、私自身として、はまだ、これで十分である、あるいは、自分は国民に誓約をして、このことをこの一年間に十分果たしたといふことを、決して申し出ておられません。しかし、私自身がさういふ信念のもとに、さういふ念願のもとに、この政治を今後におきましても担当して参つていきたい。むずかしい問題ではございませぬけれども、自分としては、あらゆる

する認識を強め、やはりこれらのものをなくしていく上におきましては、特に国民の協力を得なければならぬ問題であると思つて、さういふ意味におきまして、今回立案をいたしておるわけでありまして、決してこれを単なるゼスチュアと私は考へておるわけでもございませぬし、いんや、これだけでもつてこれが解決されるということには、もちろん私は考へておられません。現行法の勵行はもちろんのこと、さらに公務員のあるいは責任性を明らかにするとか、信賞必罰を勵行するとか、綱紀の肅正につきましては、すでに、私が内閣の首班になりましたから、各省大臣を督勵をいたしまして、いろいろその方面のことにつきましても意を用いて努力をいたして参つております。また、私は、さらに、検察当局に對して、この汚職を追放し、暴力を追放するといふことについては、現在の法律を勵行して、いやしくもさういふ事実があり、また、将来に對して自分がそれを追放しようといふ一念から、さういふものの犠牲は途上においてやむを得ない、假借することなく、さういふものに対して法を勵行するようになつておることを申し出ておるわけでありまして、従いまして、この問題に關しましては、私自身として、はまだ、これで十分である、あるいは、自分は国民に誓約をして、このことをこの一年間に十分果たしたといふことを、決して申し出ておられません。しかし、私自身がさういふ信念のもとに、さういふ念願のもとに、この政治を今後におきましても担当して参つていきたい。むずかしい問題ではございませぬけれども、自分としては、あらゆる



つのお考えだと思ひます。ただ、立法技術の上からいってもなかなか暴力団を、これはただ一つの俗稱であり、われわれが一つの社会観念を持つてゐるのですけれども、なかなか法律にはつきりそういうものを、本来が違法にできておるものでありますから、なかなか本體をはつきり、立法の技術として作る上においても私は困難があるのではないかと思ひます。いろいろ立法上の技術的な困難はあると思ひます。ただ、今亀田委員のお話のように、今回のこの暴力に関する諸規定が、立法の本體になつておるいわゆる暴力団であるとかあるいはぐれん隊というふうなもの、その暴力行為というものを取り締まるという意味であるが、しかし、それを逸脱して、他の労働組合の労働運動やその他のものにこれが適用され、もしくはそれに影響を持つというふうな懸念はないかという御心配は、これまたごもつともでありまして、今回の立法に当りまして、十分そういうことに注意をいたしまして、いわゆる今日非常に社会的な問題になつており、現行法においては十分取り締り得ないような暴力団等がやっております具体的なこの行為をあげまして、取締りの対象として規定するという方法をとつておるわけでありまして、御趣旨の点は、私も十分理解できることであります。が、立法上の技術上の困難と、それからもう一つは、今御懸念のような点につきましては、今回の改正において私どもは十分注意して、そういう御懸念なりあるいは危懼が生じないように、立法の方法をとつておるつもりであります。それはまたさらに御審議の上、具体的に主管大臣等からまたお答えを

いたしますが、そういうつもりでおります。○亀田得治君 これもごまかいいろいろ議論もしたいところがあるわけですが、次に進みます。先ほど、棚橋委員からも若干お触れになつたわけですが、警察と暴力団との関係ですね、もちろんそんなことに関係なし、また、そういうものがありまして、ほとんど遠慮しないで、清廉潔白にやつておられる警察官もたくさんある。それは私も知つておる。しかし、多くの者の中には、ややもするとやはり何かそういう結びつきがあるのではないか、そういうふうな疑念を持たれるような者がある、ときどきいろいろな事件が起きて、結局その裏付けになるわけですが、たとえば、最近の新聞にもときどき載つておる事柄ですが、大阪府警の警察官が賭博業者から取賄をして、そして事前の入手入れなどについて連絡をとつたといつたやうなことで、これはすでに大阪地検で現職警官が三名も逮捕されておる事件がある。中に一名は府警の監察官もあるのです。こういうことはやはり警察との平素のつながり、国民はそういう事件一つで平素の心配というものをはつきりそこで今認識させられるわけですね。こういう例をあげればたくさんほかにもございまして。

質問の要旨には、ちよつと天田製作所事件というものを書いておきました。が、これは簡単に申し上げますと、埼玉県の天田製作所のストライキのときの問題です。三月十七日です。現職の警官がおる前で労働組合員が約五十名の暴力団によつて相当なぐられ、重

傷、軽傷——軽傷以外にもなぐられる人がほとんど、こういう事件を起して、いまだにだれも逮捕されないで、調べておるのかもしれないが、逮捕もされておらない。もし労働組合がそれに類したやうなことをやれば、これはもう一網打尽にいかれるのです。実際になぐらうが、なぐるまいが集団的にやつたといふこと。ところが、そういう事件が、暴力団側から現職警官の前でされても、いまだに実際にこの人をなぐつたその人の個人がなかなか確定できないのだとか、いろいろなへ理屈をつけて、ゆるい状態で放置されておるのが現状なんです。

それでこの事件そのものについて私は今議論しようとは思ひませんが、そういう事態は、これはあちらこちらにあるわけですね。総理大臣として、この点を一つ断ち切る勇氣といふますか、勇氣と同時に具体的なその措置をやりませんと、結局こういう規定を作つたつて、これはなあにただ体裁でやつていけるのだ、現場の出先の方がこういう状態じゃないか——それはもう国民がみんな見ておるのです。だからこういう法律を出される以上は、そういう問題についてどう断固たる態度をおとりになるのか、そこを信念だけではなく、一つ具体的な措置、方法というものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 新憲法のもとにおける警察は、従来の警察と違ひまして、その制度の上から申しましたも、この警察のいわゆる民主化といふことが行われており、公安委員会の制度等がございまして、戦前の警察とは非常に私に越ぎが變つてきておると思ひます。ただ、たくさんいる警官の

うちになんか疑いを持たれ、もしくはそういうふうな事実が皆無であるかといふ、今おあげになりましたやうな事件等がございまして、それらについては、目下それぞれ裁判中または捜査中に属しておると思ひますが、いずれにいたしましても、民主主義のもとにおける警察のあり方というものにつきましては、これは十分に一つずつにこころい制度ができてから十数年になりますし、最初におきましては十分まだそれが徹底しない向きもあつたかと思ひますが、最近におきましては、警察が暴力団との間に特殊な関係がある、つながりがあるといふやうな事実、私はそういう事実があると

は実は考へておりません。しかし、たくさん警官のうちに於いて、個人的にでもそういうふうな疑いを持たれ、そういうやうな事実があるといふことは、これはやはり国民の方から見ますと、今亀田委員の言われたやうな疑惑を持たれ、そこに一つの不信が生まれてくるわけでありまして、これを徹底的に今におきまして、民主化された警察のあり方の本旨を各警官の末端にまで徹底させるというところは、これはぜひともやらなければならぬ問題でございまして。十分に公安委員会の制度等の運営と相俟つてそれを徹底せしめるやうに努力をするつもりであります。

察の実態だから、こういう法規を強化した場合に乱用されるのではないか、こういう心配を一般の人にもまた与える大きな原因になつておるのです。その点を私は特に憂へて、この暴力団関係の規定全体を非常に心配して一人ですが、その中で特に私が心配してゐるのは毀棄罪の関係です。毀棄罪を今度の改正ではいわゆる非親告罪にされたわけですが、これはおそろく労働組合の諸君から見ると、たとえば一例をあげますと、団体交渉をやつておる。たくさんの方が集まつておれば、ややもすると灰ざらなりあるいは茶わんなど落つちて割れる場合がある。そういうことが偶然に起しても非親告罪になりますと、警察がそれを理由にして介入してくるのではないか、こういうことを心配してゐるわけですね、端的に言つて。それに類したやうなことを今までときどきやればされてゐるわけですね。あるいは新聞でも、総理も御存じでしょうが、これも裁判中の事件です。それから、あまり私がかつて取り上げるのはどうかと思ひますが、菅生事件、あの大阪府の菅生事件ですが、例の駐在所の爆破、これは第二審でいろいろ弁護人が努力した結果、警察自身が内部に爆破物をしかけて、そしてみずから爆破したのではないか、この疑いが非常に強くなつてきておる。これは東京大学の鑑定の結果もますますその疑いを濃くしてきてゐるわけですね。爆破物のようなものすらそういうものをしかけてでつち上げられる、そういうことであつては、毀棄罪の程度のもの

は幾らでもこれはでつち上げができません。○亀田得治君 これはぜひ御努力を願ひたいわけですが、ともかく警察がそういう暴力団との関係があつたり、あるいは暴力団との関係がなくとも、ほんとうに民主化されておらない、こういうことが暴力団対策そのものを軌道に乗せないし、同時に、そういう警

察の実態だから、こういう法規を強化した場合に乱用されるのではないか、こういう心配を一般の人にもまた与える大きな原因になつておるのです。その点を私は特に憂へて、この暴力団関係の規定全体を非常に心配してゐる一人ですが、その中で特に私が心配してゐるのは毀棄罪の関係です。毀棄罪を今度の改正ではいわゆる非親告罪にされたわけですが、これはおそろく労働組合の諸君から見ると、たとえば一例をあげますと、団体交渉をやつておる。たくさんの方が集まつておれば、ややもすると灰ざらなりあるいは茶わんなど落つちて割れる場合がある。そういうことが偶然に起しても非親告罪になりますと、警察がそれを理由にして介入してくるのではないか、こういうことを心配してゐるわけですね、端的に言つて。それに類したやうなことを今までときどきやればされてゐるわけですね。あるいは新聞でも、総理も御存じでしょうが、これも裁判中の事件です。それから、あまり私がかつて取り上げるのはどうかと思ひますが、菅生事件、あの大阪府の菅生事件ですが、例の駐在所の爆破、これは第二審でいろいろ弁護人が努力した結果、警察自身が内部に爆破物をしかけて、そしてみずから爆破したのではないか、この疑いが非常に強くなつてきておる。これは東京大学の鑑定の結果もますますその疑いを濃くしてきてゐるわけですね。爆破物のようなものすらそういうものをしかけてでつち上げられる、そういうことであつては、毀棄罪の程度のもの

は幾らでもこれはでつち上げができません。○亀田得治君 これはぜひ御努力を願ひたいわけですが、ともかく警察がそういう暴力団との関係があつたり、あるいは暴力団との関係がなくとも、ほんとうに民主化されておらない、こういうことが暴力団対策そのものを軌道に乗せないし、同時に、そういう警

察の実態だから、こういう法規を強化した場合に乱用されるのではないか、こういう心配を一般の人にもまた与える大きな原因になつておるのです。その点を私は特に憂へて、この暴力団関係の規定全体を非常に心配してゐる一人ですが、その中で特に私が心配してゐるのは毀棄罪の関係です。毀棄罪を今度の改正ではいわゆる非親告罪にされたわけですが、これはおそろく労働組合の諸君から見ると、たとえば一例をあげますと、団体交渉をやつておる。たくさんの方が集まつておれば、ややもすると灰ざらなりあるいは茶わんなど落つちて割れる場合がある。そういうことが偶然に起しても非親告罪になりますと、警察がそれを理由にして介入してくるのではないか、こういうことを心配してゐるわけですね、端的に言つて。それに類したやうなことを今までときどきやればされてゐるわけですね。あるいは新聞でも、総理も御存じでしょうが、これも裁判中の事件です。それから、あまり私がかつて取り上げるのはどうかと思ひますが、菅生事件、あの大阪府の菅生事件ですが、例の駐在所の爆破、これは第二審でいろいろ弁護人が努力した結果、警察自身が内部に爆破物をしかけて、そしてみずから爆破したのではないか、この疑いが非常に強くなつてきておる。これは東京大学の鑑定の結果もますますその疑いを濃くしてきてゐるわけですね。爆破物のようなものすらそういうものをしかけてでつち上げられる、そういうことであつては、毀棄罪の程度のもの

は幾らでもこれはでつち上げができません。○亀田得治君 これはぜひ御努力を願ひたいわけですが、ともかく警察がそういう暴力団との関係があつたり、あるいは暴力団との関係がなくとも、ほんとうに民主化されておらない、こういうことが暴力団対策そのものを軌道に乗せないし、同時に、そういう警

察の実態だから、こういう法規を強化した場合に乱用されるのではないか、こういう心配を一般の人にもまた与える大きな原因になつておるのです。その点を私は特に憂へて、この暴力団関係の規定全体を非常に心配してゐる一人ですが、その中で特に私が心配してゐるのは毀棄罪の関係です。毀棄罪を今度の改正ではいわゆる非親告罪にされたわけですが、これはおそろく労働組合の諸君から見ると、たとえば一例をあげますと、団体交渉をやつておる。たくさんの方が集まつておれば、ややもすると灰ざらなりあるいは茶わんなど落つちて割れる場合がある。そういうことが偶然に起しても非親告罪になりますと、警察がそれを理由にして介入してくるのではないか、こういうことを心配してゐるわけですね、端的に言つて。それに類したやうなことを今までときどきやればされてゐるわけですね。あるいは新聞でも、総理も御存じでしょうが、これも裁判中の事件です。それから、あまり私がかつて取り上げるのはどうかと思ひますが、菅生事件、あの大阪府の菅生事件ですが、例の駐在所の爆破、これは第二審でいろいろ弁護人が努力した結果、警察自身が内部に爆破物をしかけて、そしてみずから爆破したのではないか、この疑いが非常に強くなつてきておる。これは東京大学の鑑定の結果もますますその疑いを濃くしてきてゐるわけですね。爆破物のようなものすらそういうものをしかけてでつち上げられる、そういうことであつては、毀棄罪の程度のもの

は幾らでもこれはでつち上げができません。○亀田得治君 これはぜひ御努力を願ひたいわけですが、ともかく警察がそういう暴力団との関係があつたり、あるいは暴力団との関係がなくとも、ほんとうに民主化されておらない、こういうことが暴力団対策そのものを軌道に乗せないし、同時に、そういう警





でもおもしろくないと思つたのです。そういふ動きをしておらぬなら、なおさら私ははつきり法律上明確にしたらいと思つた。で、吉田内閣のときに、例の造船疑獄であらう無理な指揮権の発動があつた。それ以後は、やはり大物は最後にはあれでいられると、こゝろふりに大体みんな感じておりました。国民も思つておるし、私は実際に仕事をしておる検察官も思つておるんじゃないかと思つた。ですから、そういふ中で、この汚職の追放といふことをほんとうにやるといふ面から考えますと、一つ岸内閣の手で、検察庁法の十四条、これを今申し上げたような意味で改正する、具体的な改正案までは私用意しておりませんが、そういう考え方は必要じゃないかと思つておるのです。いかがでしょう。

○国務大臣(岸信介君) この検察庁法十四条といふものは、申し上げるまでもなく、検察権の公正かつ独立な運営と、所管大臣たる法務大臣の責任とを調整するために設けられておるものであると思つた。私は、この規定によつて現実には指揮権を発動するといふことがきわめて重要な問題であり、重大な意義を持つものであります。ゆえに、これが慎重にかつ公正に行われなければならぬことは言うを待たぬと思つた。それは単にこの汚職に関する問題だけでなしに、あらゆる面において、もしそういう調整上指揮権を発動しなければならぬとするならば、これは非常な重大な事態でありまして、常に慎重かつ公正に行わなければならぬ。しこゝろしてその政治責任といふものは、十分内閣において負わなげやらない問題であると思つた。しかし、

今申しましたように、根本的にその法務大臣の責任とそれとして検察庁の職務の調整をはかる意味におけるこの規定といふものが全体としておおいにかぶさつておるというところは、この行政権全般の責任を持つておる内閣としては、当然私は必要なことであると思つた。ただ、今申しましたように、その実際の適用なり、発動といふものが公正厳正にして、世間が納得するよゝうなものでなければならぬことは、これは言うを待たせませんけれども、そこには注意すべきものであつて、これは何の規定は、何の罪については、これを何のけるといふこと自体が、実は十四条の本来の立法趣旨からいふと、いかがかと思つたのです。要はむしろ、その實際上の運用の問題における公正な、また、それに対する政治責任といふものを明確に考へてやるということによつて、私は十分に目的は達成されるものであつて、これを制限することは本来この規定の趣旨からいふと、いかかかかと、かように考へます。

○亀田得治君 わいり罪についてだけ指揮権を発動しないといつたよゝうな書き方を検察庁法にすることは、はなはだ私も体裁上も問題はあつたかと思つた。しかし、そういう考へ方が何らかの形でもう少し具体化されなければいけなないんじゃないか、たとへば規制等でもよゝうしい、この検察庁と法務大臣との間の事務処理をきめておる規則等があつたと思つたが、そういう中にも、ともかく汚職問題、特にそれが政府与党、これはいかなる政府でも同じことですよ、政府与党に属するもの場合には、結局法務大臣は与党なんですからね。公正といつたつて、その

辺にどうしたつてやはり問題がある。だからそこを普通の指揮権の発動より、やはり検察庁の意見がもつとごつくばらんに通るよゝうに、こゝろふりな格好にしておくことがぜひ私は必要だと言つておる。必ずしもこの十四条を真正面からいじらなくてもいいかもしれませんが、そういう点で検討を願いたい。それから今度のこのあつせん取賄罪の論議の過程において、検察フアッシュョといふ問題が、いふん使われておるわけですよ。私もまあその意味は十分理解しております。おられますが、ただ一つ心外なのは、検察フアッシュョといふものは、何も汚職事件だけで言われるべき問題じゃない、そういう検察官のやり方といふものは、国民の基本的な人権の問題なり、これはもう全部について考慮されなければならぬ問題です。それをあつせん取賄罪の問題になつてきてわんわんそのことを言うといふことは、政治家といふものはなほ勝手なやつだ、こゝろふり印象を与えますよ。私はそういうことは間違ひだと思つたのです。ほんとうに検察フアッシュョを、検察が独走しちやいかぬといふことは、何も政治家の意見を聞いてくれといふ意味じゃないわけですよ。社会全体の良識に反しないよゝうにやつてくれ、こゝろふり私は意味でなければならぬと思つたのです。そうすれば、いゝわゆる陪審制度で、こゝろふりしたものをこゝろふりして裁判の面でも、日本では一応やつて失敗した経験もありまして、その当時とたいぶ現在は事態も違つておるわけですからね、国民の裁判制度に対する関心だつて相当な進んでおるのです。で、私は、ほんとうに検察、裁判全般に通

じて、日本に適した陪審制度、もつとそういうものを本格的に検討して、それによつて検察フアッシュョなんといふものは防いでいくべきなので、あつせん取賄罪だけでそれをあまり言われるのは私はどうも氣にくわない、そういう意味で陪審制度のほんとうの検討といふことを岸総理としても始められるお氣持があるかどうかお聞きしたい。

○国務大臣(岸信介君) あつせん取賄罪について、この検察フアッシュョといふことが言われるといふお話の通り、検察フアッシュョといふものは、このあつせん取賄罪だけじゃないに、国民一般の人権、基本的な人権が尊重され、それが検察当局によつて何が踏みつけられるといふことを意味するのは当然であります。ただあつせん取賄罪において、御承知の通り、民主政治の政治家が、国民の望望なり意思といふものをいろいろな方面にこれを十分に達せしめるよゝうにあつせんするといふこと自体は、これは民主政治家がやらなければならぬことでありまして、そこに不正な行爲をさしたり、あるいは相当な行爲をさせなかつたり、あるいはそれに關連して金品を受けるといふよゝうな事態そのものがいけなないのでありまして、その範囲といふものを逸脱するといふと、民主政治家としての政治家の活動を十分にやる上から支障を来たすよゝうなおそれがあるといふことと言われおるわけでありまして、根本的には、今亀田委員のお話の通り、国民の基本的な人権に關して検察当局との問題だろふと思つた。それについて陪審制度のお話が出ましたが、これにつきましても、御承知の通りよゝうな、日本においてはその沿革がございました。一

時施行いたしましたけれども、実際は十分にその目的を達せず、これが中止になつておるといふ実情でございますが、しかし、この裁判に何とかして国民の民意といふものをどういふよゝうな形において取り入れていけたらいいかといふよゝうなことにつきましては、十分研究しなければならぬ。法務省におきましても、この陪審制度についてのいろいろな資料なり、あるいは一部ではありますけれども、アンケート等もとりまして調査をいたしております。まだ結論は出ておりませんが、いかに重大な問題でございますので、十分慎重に一つ検討いたして進めていきたらいい、こゝろ考へております。現在、当局におきましては、決してこの問題を等閑に付してはおりませんが、よほどやばい日本はの国情に合つた陪審制度にしませんと、せつかく制度を作りまして、実際は、われわれが過去においてのいかに経験から見ましても、その効果を發揮しないといふよゝうな点もござりますので、また、相当な予算も要することでございますから、十分政府としては、こゝろふり点も考へて検討をいたして参りたいと思つております。

○亀田得治君 最後に、二点まゝめて伺いますが、一つはいゝわゆる民間の官庁ブローカですね。御承知のよゝうに、相当ある。で、こゝろふりものがあるの、知らず知らずそのために取賄罪を犯しておる方もある。ブローカー自身も何するが、先方も渡すといつたよゝうなことで、ブローカーはなかなかさういふところは上手に押しつけますからね。将来性のある官吏が、そのために一生を棒に振るといふたよゝうな事例も

あるわけでは、私は、ほんとうに汚職という問題を取り上げるのであれば、公務員がそういう不正なあっせんをやろうと、民間人がやろうと、一緒だと思ふのです。実害もある。ですから、この問題をどういうふうにお考えになつておるか、多少、現在出ておる立法とは相当距離がありますから、先のことかもしませんが、考えだけを聞いておきたい。

それと、最近衆議院の選挙が行われるわけですが、これはおそらく汚職追放という建前からいっても、充春汚職その他そういう汚職事件に関係された者は、おそらく公認はしないと私も考へておるんですが、これは一つ岸総裁に、この点を最後にお尋ねしておきます。

○国務大臣(岸信介君) いわゆる官庁ブローカーといふものの中には、ずいぶん悪質なものがござります。私が役人をいたしておりました経験から見ても、今池田委員のおあげになりましたように、実際将来あるところの者が、こういうもの実に巧妙なわなにかかつて、ついに一生を棒に振つたというふうな事案も私知っております。そういうことから見ると、この問題に關しても将来考へていかなければならない。ただ、その実態がなかなかまだ明白にならないところがあります。で、今回は、あつせん取賄罪におきましては、公務員の綱紀肅正という点に重きをおいて立法をいたしておりますが、この官庁ブローカーの問題につきましても、そういう実態を十分に一つ調べて、將來善処したいと考へております。

それから汚職と公認の問題についてお尋ねがございました。実はわが党員のうちに、はなはだ遺憾であります。が、汚職の疑いをもつて検挙せられ、起訴せられておる者がござります。私もそれらの人は公認にしない考えであります。もちろん起訴でございませぬから、裁判があれば無罪になるかもしれない、事實はないかも知れませんが、しかし、一応そういう疑惑を持たれ、そうして裁判中の者については、本人にはなほだ気の毒な点もございませぬけれども、私どもは公認しない。

○大川光三君 私はまず汚職防止の根本策についてお伺いをいたしたい。あつせん取賄を含む汚職事犯の発生を防止いたしますためには、刑罰的処置のみでは十分ではない。その発生原因を究明いたしまして、これに基づく広範な抜本的対策を講ずるといふことは、今さら申すまでもないところでござります。

この見地から、まず第一に伺いたしたいのは、政府は、昨年九月、国家公務員の綱紀肅正のため、責任体制の整備、服務規律の確保、人事管理の適正化、監査監察の強化の四点について処置を講ずるといふことを閣議決定されたやに官報を通じて何つておりますが、これらの四つの処置は十分進行いたしておるかどうか、また、その処置の成果いかんといふことを伺います。

をし、また、相当な行爲をしなかつたというしほりをつけておる点から考へましても、私は、もし行政監察、懲戒処分というものが徹底いたしますならば、かような立法の必要もなからうといふようにも考へられるのでござります。この点について、あつせん取賄罪の新設と綱紀肅正処置との関係においていかに理解すべきであるかどうかといふことを伺いたい。

第三点といたしましては、現在汚職が一般化するに至つた原因の一つといたしまして、行政監察、懲戒処分の緩慢が云々されております。また、汚職に對しましては、御承知の通りに、行政、司法の二つの面において規制を加えられておる現行の態勢でござります。が、むしろかような態勢によらずして、汚職専門の強力な監察機関を設置いたすべきではないかと考へるのでござります。御所見いかが。

○国務大臣(岸信介君) 御意見のように、この汚職をなくするといふことにつきましても、ただ単に、あつせん取賄罪の規定を設けるから、それで汚職がなくなるというふうななまやましいものでないことは言ふを待ちません。従いまして、私自身、先ほども棚橋委員にお答えを申し上げたのですが、就任以來、この一般公務員の綱紀肅正、汚職をなくし、清廉なる職務執行につきましてこれを確保していくといふ点から、今おあげになりました四点について閣議決定をいたしました。それぞれ主管の大臣において十分にその部内に徹底をせしめ、同時に、その成績につきましても、これを内閣に報告をいた

すようにいたしました。これが徹底をいたしております。何といつても、私はやはり公務員自体の道義の、すなわち、公務員に關する服務規律の順守であるとか、あるいは責任を明確にするといふふうな点において、従来欠けておる点が多分あります。また、信賞必罰を勵行することによつて、これが徹底を期するといふ意味におきましては、監察制度をさらに強化し、徹底せしめる必要があるといふふうな考えから、これらの閣議決定をいたし、各主管大臣において、これを十分に勵行して参つておるわけでございます。

次に、この懲戒の方法によつてやれば、十分目的が達せられるじやないかといふ、監察、懲戒で十分であつて、刑罰で臨むのはどうかといふお話しでござりました。もちろんこの一般公務員につきましても、そういう懲戒、監察の点によつて、相當に綱紀の肅正、汚職をなくすることに役立つことは言ふを待ちませんが、今回の立法におきましては御承知のように、国会及び地方のこの議会の議員もこれの對象といたしております。こういうものに対しては、従来のこの監察、懲戒のものではその目的を達せないことは言ふを待たないのであります。また、一般公務員につきましても、一方において、そういうこの監察を強化して、懲戒の方法によつてこの目的を達するといふ方法もありませんが、さらにやはりその事態いかによります。刑罰によつてこれを罰し、將來のそういう事態の起らないように戒めていく必要もあろうと思ひます。従いまして、それは兩者相並んでこれを行

なつていかなければならぬと、かように考へておるわけでありませぬ。

最後の方は……

○大川光三君 汚職専門の強力な監察機関を置くといふ点であります。

○国務大臣(岸信介君) 汚職につきまして、特に汚職専門の監察官を置いたらどうかといふお話しであります。一つの御意見だとは私考へますけれども、しかし、監察の制度自体としては、どちらかと申しますといふと、この行政の運営と並んで公務員のこの廉潔性といふものを保持していく、正當なる職務執行を確保していくといふ、このやはり行政事務の監査と両方をあわせて行つことが適當であるといふ考へから、これが今の監察の制度はできている。むしろ本人のこういう汚職といふふうなものに對する個人の廉潔性を主としての監察といふことになつて、私はむしろ今のそういう場合こそ、検査当局あるいは裁判の制度によつてやつていくといふことがいいので、行政官たる監察官であつて、そういう個人の非違を専門に摘発していくといふふうなことになると思ひます。また、一面に弊害の伴ふこともあつたと思ひます。むしろそれは特別の検査当局によつてそれが明らかにされていくといふふうな制度の方がいいだらうと、かように思ひます。

○大川光三君 次に、暴力事犯の総合的対策につきましても、二つの点を伺ひます。

先般、岸総理は、本会議において、私の質問に對しまして、暴力の生ずるよりな社会的環境をなくすることが必要だ、かようにお答えをいたされましたが、政府は、この社会的環境改善に



ついで、一体いかなる具体的な構想を持っておられますか。それが一点であります。

また、岸総理は、同様私の質問に對しまして、前論の暴力、知能の暴力に對しては、その暴力の内容いかんにかかわらず、なくすることが民主政治の理想だと、かようにお答えをいただきました。申すまでもなく、言論による暴力は、ひとり人の名譽を損するだけでなくて、あるいは脅迫、恐喝の手段に供せられることも固々あるのでございまして、しかもこれらの被害者は後難をおそれ、また一つには、自分の秘密を保持するという關係から、言論の暴力に對して泣き寝入りをした場合が決して少くないのであります。そこで、一政府は、憲法の保障いたしております言論の自由と、言論の暴力取締りの限界をいかに考へるに當るか。今回の刑法の一部改正案によりますと、強姦、強制わいせつ罪、器物損壊罪、私文書毀棄罪等を非親告罪に改めんといたしておられますが、私はこれと同じ意味におきまして、言論等の暴力を追究いたしますために、この際、名誉棄損罪につきましても、信用及び業務に關する罪と同じく、勇敢に非親告罪に改めてはどうかという私見を持つものでございまして、この点に關する總理の御所見を伺いたいと存じます。

○國務大臣(岸信介君) 暴力をなくするといふ上から見ますといふと、この暴力の発生する社会環境を改善していくといふことが必要であることは言うを待たないのであります。それじゃ、どういふことを具体的にやるかといふ事と、これもいろいろ

な私は策があると思ひます。第一は何といふことも、経済生活を安定せしめるといふことが、何と言つても、根本の一つのことになると思ひます。もう一つは、教育制度であらうと思ひます。私は戦後の一つ著しい傾向として、暴力行為が特に若い青少年に對して行われておるやうな事態を見ますといふと、私はそやういふ事態を引き起しているといふ社会の欠陥を痛切に考へざるを得ないのであります。特に青少年に對する一般の教育の問題なり、あるいは青少年に明るい娯樂を与へ、また、そやういふ意味において、団体的訓練を持つといふやうな機會を持つといふやうなことから、あるいはスポーツを奨励するとか、あるいは青年の家を十分利用してもらつて、一つ健全な何になつてもらうとか、そやういふやうな方法を講じて、暴力が起つてくる温床ともいへべき社会状態の改善ということに力を入れなげやならぬ。先ほど龜田委員もお話しになりましたが、暴力団に属してゐると、一たびあやまつてその方に入つていつた人を正業につかせることについて、これはまあいろいろ困難はありますけれども、努力なり、適當な方法を、施設を考へるといふことも、これは非常に必要なことだらうと思ひます。そやういふあらゆる面から暴力の根源をなくしていくやうに、これを健全な方向に向けていくやうに努力をいたしたい、こゝ考へております。

言論の暴力についてのお話でございます。これは言ひまでもなく、今回の改正は、もつぱら肉体的の暴力を對象としておりまして、そやういふ言論の問題であるとか、あるいは知的なそやういふ事態につきましても、今回は取り上げておりません。ことに言論の暴力といふもの、いわゆる言論の自由の行き過ぎであるとか、それが他人の名譽を棄損し、あるいは他人に非常な迷惑を与へたり、あるいは社会全体に非常な迷惑を与へるやうなことが行われるといふことは、これもまた、明るい民主主義の完成の上から言つて、非常に悪いことであると思ひます。ある意味から言つたら、肉体的の暴力よりもなお悪質なものがあつて得ると思ひます。これらに關しても十分一つ考へていかなげやならぬのでございまして、また、同時に、憲法上の保障されている言論の自由といふものは、これは民主主義のほんとうの基本的な一つの大きな問題でございまして、これ自身を傷つけるといふやうなことになるはならぬことは、言ひを待たないのであります。私はやはりこの問題に關しては、もう少し民主主義のあり方、あるいは言論の自由の本質といふものに対して國民の理解を得るやうに、これは自由だからといつて、他人に迷惑をかけ、社会に害毒を流すやうな言論は、これは決して言論の自由として憲法に保障せられてゐるものぢやないと思ひます。そやういふことに對する十分な國民の認識、また、言論に従事しておられる人々の十分な反省と、何といひますか、自省とを待って、これを考へるべき問題であつて、これが刑法で取り締るとかやういふ問題になりますといふと、従来あります名誉棄損の問題やその他の恐喝、脅迫罪等の規定によつてやるという現在のものを今特に改正するといふことにつきましても、これは十分に一つ各般の事情を調査研究し

なきやならない。しかし、私は現在相當にこの言論の暴力といふものが跡を断つておられないという事実は、はなはだ遺憾に考へておるものでございまして、これにつきましても、今申しましたやうな点から、なお十分に一つ研究をしてもらいたい。

なお、名誉棄損について、親告罪を非親告罪にしたかどうかという問題に關しましては、これはだいたい法律的の何もありませんから、専門の方から話を、法務大臣その他から一つお聞きを願ひます。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 名誉棄損に關する罪を非親告罪にすることがどうかといふことでございまして、これは一つのお考へかとも存じますけれども、しかし、現在のところでは、私がもう説明するまでもないのであります。法務省といたしましては、やはり現行法通り親告罪として置く方が適當である、かやうな考へを持っておりま

○大川光三君 最後に、今回改正されます各種の法律の運用についてお伺いをいたします。衆議院では、過般この刑法の一部を改正する法律案を賛成議決するに當りまして、一つの付帯決議を付され、先ほど竹内刑事局長から御説明のあつた通りでございまして、その付帯決議の中に、檢察権、警察権の乱用を戒むべしといふことを強く主張されてゐるのでございまして、私も全く感を同じくするものでございまして、しかも従来例によりますと、政府御當局としては、檢察権、警察権は仰せの通り、厳にこれを成めましますといふことを、言葉の上での御答弁は常にいただきますけれども、私は、

この警察権、檢察権を乱用しないのだといふこと、この約束を担保する意味におきまして、現行刑事補償法について再検討を加へるべきではないかと、かやうに考へるのでございまして、御承知の通りに、現行刑事補償法の第一條では、刑事訴訟法による通常手続または再審もしくは非常上告の手続に對して無罪の裁判を受けた者が同法、または少年法等によつて未決の抑留または拘禁を受けた場合には、困に對して、抑留または拘禁による補償を請求することができ、こゝより規定でございまして、一口に申しますと、これは結局公判に付され、裁判の結果、無罪になつた場合にのみ刑事補償は行われるのであります。今日、この事からいいますと、私はこれだけでは足りないものである。かやうに考へておるのでございまして、ことに今度新設されますあつせん取崩罪にいたしまして、それをかりそめにも乱用されます結果、他日裁判になつて無罪の判決を受けましますと、少くとも公職選挙法によつて選ばれてゐる公務員、また、非常なる労働運動、大衆運動をされる人々が、一たん検査されるといふことだけで回復すべからざる精神的、物質的の損害をこうむる、かやうに存するものでございまして、これらのいわゆる損害といふものは、ある部分については国家が補償しなければならぬのではなからうか。もちろん検査権、檢察権の自由の範圍もございまして、それによつて、たゞいま申しますやうな精神的、物質的の被害をこうむつたものには對しましては、刑事補償法のい

わゆる無罪の場合に限らず、不起訴の場合におきましても、それ相当なる国家補償をいたすべきだ、それが乱用いたさないというお言葉の担保に私はなると、かように考えるのでございまして、果して刑事補償法をこの際再検討される御意思があるかどうか、この点を伺いたいのであります。

○國務大臣(唐澤俊樹君) たいま無実で逮捕される、または勾留されられた被疑者の救済のことについてお尋ねがございました。いかにもごもつともだと存じます。これが無罪の判決を受けた者との取扱いの間におきまして、非常に気の毒な点がございまして、法務省といたしましては、昨年の四月、法務大臣の訓令をもちまして被疑者補償規程というものを作っております。そうして何ら罪なくして逮捕勾留された、こういう者につきましては、無罪の判決があった場合とほぼ同様な補償をすることにいたしております。

それからまた、それは物質上のこととございまして、名譽の点におきましては、官報、その他の新聞紙に公示するといふような方法もとられております。

なお、さらに進みまして、この者を逮捕したことにつきまして、捜査官に手落ちがあった、故意または過失があったという場合におきましては、これは当然国家賠償法の規定によりまして、国または地方公共団体から賠償をいたすことになっております。

○大川光三君 たいまの御答弁で私の蒙を聞いていただきましてことは感謝いたします。ただ、最後のお言葉のうち、国家賠償法についての引例がございましたが、御承知のように、あ

の国家賠償法は、公務員の故意過失を請求者が立証したならば判決は下らない。それがために、一例を申し上げます。昭和二十八年行われまして参議院議員の総選挙で、たまたま佐野市の投票が無効であったということで、中にはせつかく当選された方が、次回には立候補を断念した。また、再立候補のために多大の費用と、そうしてまた精神的な打撃をこうむられたという事例もございまして、また、ごく最近のこととございまして、今回、最高裁は徳島の事件についての上告棄却、これは結局市会議員選挙において、保管中の投票用紙五十枚を盗み取られ、そうしてそれを悪用された。そしてその結果、選挙がやり直しになったというやうなことで、これまた当選者が非常に損害をこうむるのであります。しかるに、国家賠償法によりまして、それをいたしますために、故意、過失の責任を請求者が立証するといふことは、非常に迷惑をこうむりますし、国家賠償法の精神は半ば失われたという感じがいたすのでございまして、たとえは、選挙に例をとりますと、当選者自身には全く故意もなければ過失もない、しかるに、公務員の故意、過失によって迷惑をこうむる、しかしながら、それを立証しなければならぬ。それがために三年、五年の歳月を要するといふことは、どうも不合理である。かように考えますので、政府といたされましては、この国家賠償法について再検討をいたされて、營造物等が不備であったために起るいわゆる賠償、言いかえまして、無過失責任を認めるように、この法律を改められる御意思があるかどうか、この機会にお伺いをいたしたい。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 国家賠償法の問題でございまして、お言葉にありましたように、故意、過失の証明がなかなかむずかしいから、条文にはあるけれども、実効をおさめることが困難であるという御意見でございまして、これはいかにもその通りと存じます。従来の裁判例を見ますと、私どもの感じでは、この故意、過失の立証は裁判官において相当寛大に扱っておるのではないかと思われまして、しかしながら、いずれにいたしましても、それを立証する必要がございまして、ここにたゞいま御意見のあったような結果が生ずるわけとございまして、その他、国家賠償法の範囲等につきましても、だんだん御意見があったところでございまして、この点については、将来十分研究しなければならぬと考えておる次第でございまして。

○戸叶武君 時間がありませんから、きわめて簡潔に質問したいと思っておりますが、衆議院の法務委員会で付帯決議を行いました、その内容を見ると、この法の欠陥に対しての警告と要望とが盛り上げられております。この改正案の実施に当って、政府は、検察権、警察権の乱用を戒め、政治活動を阻害し、あるいは労働運動を抑圧することのないように留意してもらいたいといふようなことは、この法の運用いかんによつては、その危険性があるといふことを委員会全体の人が認めておるのであります。政府側におきましては、そのようなことのないようにといふ答弁をしておりますが、法律がたゞ施行せられると、日本においては法律の形式的な解釈のみに終始して、法の運用に当つての認識、精神といふものはおおむね没却されるのが通例になつておるので、法治国家の、權威の失墜といふものは運用面から生まれるのであります。私は終戦前後における、特に国民政府崩壊の前後の上海の状況をよく知つておりますが、蔣介石政権の腐敗といふものはひどいものであつて、要人といふ者はおおむね銀行あるいはその他の金融機関と組んで、あのインフレーションの中において国債をやつて、そうして莫大な金もろけをやつておる。一面において国民政府の機関であるところの蔣経國一派の檢察機関といふものは、これに対して偽借なき強圧をやる。この国家機構内におけるところの二つの機能の矛盾した動きといふものが内部崩壊を導いたので、市民といふものは結局血路を共産党に求めざるを得ないやうなところまでこの政治腐敗から追い込んできたのです。私はその極端な例をここでは引いたのであります。数日前に、ドイツのルール地区の炭鉱労働者の指導者であつた、マックス・ブラデックがたすねてきましたときに、やはり今日のドイツとワイマール崩壊期におけるドイツとの比較論をやりましたときに、彼は、やはり率直にそのポイントを的確に述べております。私はこのワイマールの憲法を形式的な解釈だけに終始して、責任を持つべきところの政党なり政府といふものが、民衆の生活を擁護することなく、この民主主義の精神といふものを政治の中に生かすことができなかった、この空転といふものが崩壊の原因ではないかと言つたら、彼はそれもそうだ、もう一つは、各界において責任を持たなければならぬ。政界、産業界、労働界、そ

ういふもののボスの腐敗といふものがワイマールの崩壊を導いた最大の原因であると、彼は言つておるのであります。私は、蔣介石政権が本國から台湾に逃げのびなければならなかつたあの悲劇ほど、今日の日本が深刻化されておるとは思わなけれども、ワイマール体制崩壊期におけるところの各界の指導者の無責任な言動といふものが、法律はつばなものがあつても、法によつては何ら制御できないやうな事態といふものが生まれてきたことによつて崩壊したのであります。この矛盾面は、私は、法律を幾ら作つたつてなかなかないよりはいいでしようが、言いがれにはなるが、本質的なメスを入れることにはならないのではなからうか。これがざる法案と言われるのは、法律の形式だけを具備して、事実上において国民の期待するやうなものがこの法案には盛り上げられてないのじやないかといふことを世間一般も見ておるのであります。岸総理大臣は、この衆議院の法務委員会におけるところの付帯決議の精神といふものを今後どういふふうにかしていか。その決意を承わりたい。

○國務大臣(岸信介君) 御意見にありましたように、民主政治において最も大事なことは言ひまでもなく、ただ単に法を作り、法を解釈するといふことだけではなくて、その運用が真に実質的にその法律立法の精神を体し、それを国民生活の中に生かしていくやうな運用をしなければならぬといふことにあることはお説の通りであると思ひます。この立法をするに當りまして、衆議院においてつけられました付帯決議の趣旨は、あの衆議院における論議の途

上に置きましても、いろいろなこの法律に因連をいたしまして、疑問なり、あるいは疑惑なりの形において質問をされてきたのであります。それは言うまでもなく、一方、あつせん取崩罪の規定につきまして、先ほど来いろいろな御議論もあつまして、私の考えも申し述べましたが、一面において、民主政治家としての正当なる政治活動というものをこれは伸ばしていかなければ、民主政治というものがほんとうに伸びていきません。しかも、それが一たび非難すべき汚職の問題に因連をしてくるならば、いわゆるあつせん取崩罪として処罰を受けなければならぬのであります。その間におけるところの運用を誤まらないようにすること、また、暴力取締りに関するものは、法の立法の精神があくまでも正当なる労働組合の運動に關係しない問題であります。これも弾圧を受けるというよりなことになることは、これまた、私は民主政治の完成の上にゆゆしいことである。これらの二点につきましては、今申し上げたように、衆議院の委員会におきましてもいろいろの形において質問もされ、これに対する政府の所信も明らかにし、十分に御審議を願つたわけでありませうけれども、要は、実際の運用に當つて、検察当局なり、警察当局がその精神を十分に体して、そうして、立法の精神を生かしていくか、あるいは、それを逸脱するかというところに、よつて非常な差違が生ずるわけでありませう。こういう付帯決議が衆議院でつけられたことにつきましては、政府として十分の意を用いて、その徹底を期していかねばならない。ことに新

しい立法であり、また、今申しますように、いろいろな点において因連を持ち得る点があるわけでありませうから、十分に一つ付帯決議の趣旨は徹底して、運用を誤らないように十分気をつけるつもりであります。

○戸叶武君 同僚の亀田得治委員が、毀棄罪を非親告罪にした点の憂慮すべき点を具体的に指摘しておりましたが、今までの日本の労働運動の歴史を見るに、日本の労働運動が正常に発達しないのは、一つは、労働運動が労働組合の機能からして経済闘争に終始していきくべきなのが、そうであるのが、そういえないのは、政府の労働対策というものが権力闘争の方向へ常に追いついていくのです。日本の労働運動の現象面だけを見て、日本の労働運動の不健全云々を言ひ人がありますが、公務員に對するところのストライキ権の制約、その他を見てもわかるように、それに対するところの保障というものを与えないで、そうして、争議なら争議が、どうしてもうつけせきしたものが悪化していった場合においては、それを取り締まるという名のもとに弾圧していき、弾圧に對する對抗というものが一個の権力闘争になるのです。大体ナチスと共産党のえじきになったワイマール崩壊期におけるところの政府のやり方が、やはりそうだったんです。今の西ドイツにおけるところのストライキがないというよりは、これはストライキをやらなくてもよいような形に對して労働者の地位というものが保証されておるんです。確立されているんです。特に公共企業体における経営協

議会の中においては、労働組合の代表者がそれに加わつて、共同の責任を分か

ち合つておるというよりな態勢も作り上げられておるのであります。私は、西ドイツの方式に全部学べというのではないが、日本の今日におけるところの政府の考え方、経営者の考え方、そういうものが、もつと頭の切りかえをやらないと、新しい日本の産業発達に寄与することができないと思つたので、特に法治國家の思想の、古ぼけた觀念の、政治における適用というものが、今日ほど物事を偽善的にし、抜け道を考え、そうして表面だけをよくして、裏では何をやつてもよいといったような形にまで道義を顔慮させた私は、根柢をなすものだと思つたのであります。そこで、大川氏も先ほど監察制度に對する問題に触れましたが、近代國家の運営の中において、十八世紀に発達したところの法治思想としての三権分立主義だけで足りないものがある。それは國會運営における監察制度の強化であるというところは、すでに中國を近代國家に盛り上げようとした孫文の三民主義理論の中においても、その根柢をなして提唱されておるのであります。今日、國家において、行政面に對する監察制度というものが完全に確立してない。弱い。そういうものがどつちかというならば、行政機關の最高機關にすぎないところの内閣、政府というものが、何か絶対主義國家におけるところの権力の主体であるような形を民主主義の衣装をもつて現われてきておる。そういうところに指揮権の発動が行われたり、それから自由民権の國でありながらも、主権者としての使命をなすがしろにしたり、國會をばかにしたりするような今日の狀態が現われておるのであります。フランス

の政治的危機を説いているソルボンヌの著名な学者が、フランスの建國においても、一七八九年において、自由民主主義の國家となりながら、百八十年の歴史の中に民主主義の名において政治形態を変えてきたけれども、いつの間にか國會というものが権力をいたずらに増大して、主権者としての人民といふものから遊離してしまふ。しかももつと悪いことは、政權の移動というものを國會だけでもつて勝手に、主権者の人民に相談しないで、ひんばんに行きといたことがフランスの政治を一番墮落させた原因だといつて、自己責任をやらせておられます。日本の現状もまさにそうなのであります。私は、こういう法律がやたらに作り上げられることに非常に悲しく思つたのは、やはり古代の政權の道を歩んだ人たちが、法三章で、法律は簡單で、そうして、よい政治を行わなければならないといふ教訓に反した方向でぐんぐん時代が進んで、根本精神というものはないがしろにされておる。こういうところが――ほんとうに人民の利益を擁護し、民主主義を擁護し、自由を擁護し、そういう形における監察をどこで行なつておるか。政府だけじゃ信用がおけない。こういう問題に對して、私はこれだけ思ひきつた暴力、汚職、貧乏反對、根本的な問題に三つ取り組むとしておる總理大臣としての岸さんには、相當な私は決意があると思つたが、この問題に對してはどういうふうな考え方を持っておられるか。

○國務大臣(岸信介君) いわゆる三権分立の形において、司法、行政及び立法のこの三つが分立しておるというところが、近代民主主義の一つの型になつ

ている。しかし、民主主義の本体は言ひまでもなく、國民が主権者である。その主権者の意思が最も率直明確に表現されることが形においてこの三権分立ということが運営されていかなければならぬといふことは言ひを待たないところでありませう。この關係において、行政面を預かつておる内閣といふものの権力が他のものよりも優越した格好になり、その結果、主権者たる國民の意思が万一無視されるということになるということになっては大へんなことでもあります。ただ、行政権といふものが日常實際の活動としてあらゆる國民生活の面に触れて、常時広範囲に行われておるといふ性格を持つておりますので、その行政権の行き過ぎなりあるいは國民の意思に反しての運営といふものが起らないようにしていかねばならないという点を考えます。私は大きな立場からいへば、やはり國會の機能といふものが十分に行政権に對して常に監察的な機能を持つて、そして行政権の行き過ぎといふことが行われぬようにすること、一つの建前の根本であらうと思ひます。しかし、現実の行政監察の問題につきましては、國會がそういう監察の機能を持つておるといふだけでは理論としてはそれで成り立ちますけれども、實際の問題からいへば、やはりこの行政監察の機能といふものを強化していく必要があるし、これは今行政監察に關する機構もあつて、また、會計検査院という制度も作られておりました。これらによつて監察が行われていくわけでありませうけれども、しかし、これが十分にその目的を達しておるかどうかという点につきましては、



いろいろな呼びかけ方が正しいやり方ではないかというふうに考えているわけですが、こういう問題について、総理の率直な御見解が承りたい。

○國務大臣(岸信介君) この汚職、暴力をなくするのは、政府としていろいろな、環境を改善するとか、あるいは公務員制度についていろいろ考えるべきものは考えていかなければならぬというより、政府が当然やらなければならぬことがございますし、さらに根本的なことは、国民道義の高揚であり、国家公務員の道義の高揚というところが大事である。そうするということ、どうしてそれをやるのだということにつきまして、今お話のように、私もは官制の一つの考え方を国民に押しつけるということは、これは民主主義の本来的な性質に反しているという成瀬委員のお話、これはごもっともでございます。実はすでに数年前から新生活運動というものをやっております。これに対しては政府は補助金を出してあります。しかし、この実際のやっております状況等をごらん下さいませと、かつて戦時中のいわゆる精神総動員の運動であるとか、こういうことは違った、ほんとうに国民の間から一つ盛り上げる運動として、政府としてもこれを助長していく、あるいは地方公共団体においても助長するという面で、いわゆる戦時中のそういう精神総動員の運動等の、政府が一つの官制の考え方を押しつけて国民を型にはめるといふ考えはとっておらないのであります。しかし、この新生活運動だけで私はいと云うわけじゃありません。特にこの民主主義の環境の中から申しますと、国民の間にはんとに民

主主義に徹した新しい道徳、新しい民主主義の平和な国というものを作り上げる、その一人のメンバーとしてわれわれが持つておらなければならぬ、考え方というものが生まれてくることが必要である。私はまた、それについては、そう悲観しておりません。私は、だんだん戦後のあの混乱時代から今日願うてみるという、日本人がそういう意味においてやはり落ちついてきて、それがあるべき考え方をだんだん持つてきておる。これをわれわれとしては、むしろ助長していくという考えに進んでいきたいと、かように思っております。

○成瀬治君 そういふ今時期的には非常にいいときにきておる、そういうときに、官制の一つの道徳教育というような言葉が出て、そうして官制の徳目が押しつけられるようなことは、好ましい姿じゃないかと思う。今総理大臣がおっしゃったような立場でのお話は非常によくわかる。しかし、実際はそうじゃないかというのを申し上げたわけですが、これも一つの議論ですか、そういうことを申し上げた、それについても一つお答えをいたしたく、もう一つ一つに申し上げたいのは、青少年の犯罪のことで、なぜここの問題が起きてくるかという、私は一つの形式的に言え、今入学試験というものが非常にやかましいわけですが、そこで中学校でどうやるかという、これを進学校と就職組に分けようじゃないか、今文部省はそういう方向にあるわけですか、そうしますと、就職組になった者は、人生に希望を失って、これがくれん隊に行くわけです。あるいは教師は進学校組の生徒を

かわいがって、ぐれん隊の方にそっけなくする。これが暴力教室につながっていくわけですか。だから、私は、あなた青少年の問題を非常に心配しておっしゃっている。しかし、心配しておみえになるが、現実に行われることは逆の方向にある。文部省が今度進学校と就職組と分けたらどうか、こう言っておるわけですか。こういうことは、一つ総理大臣としてどんびしやりとめてもらわなければならぬと思う。こういうことについてどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(岸信介君) 道徳教育の問題につきましては、まあずいぶん議論のある問題でございますが、だれも新しい道徳が必要であり、また、学校教育というものにおいて道徳教育というものがなされなければならぬということについては、私は異論がないと思ふ。ただ問題として、どういふ徳目を教えるか、あるいは教え方をどうするか、いろいろな教員の実際の訓練をどうするか、いろいろ問題がこれに関連してあると思ふ。が、問題は、やはり私は、今度の徳目というものを一応きめなければ、道徳教育をやると言っても、ただ道徳々々と言っても何です。どういふことを身につけて下さるような教育をするかということについては、十分一つ民主的に各方面の意見を聞いて、これをともかく何ししていく。それからまた、その内容についても、できるだけわれわれが民主国家として、平和国家として将来のそれを組織するところの一員になる、成人したらそういうりっぱな平和国家あるいは民主主義の社会を完成していくのにふさわしい徳目を選んで何する。か

つて忠君愛国であるとか、あるいは一人の徳目あつたときに義勇公に奉ずるといふことを最高の道徳に教えるたいわゆる超国家的な考え方、私はそれではない。私は十分そういう考え方は今度の何には織り込まれておると思ふ。

それからもう一つの点につきましては、実は中学の進学校と就職組とを分けるというふうなことで、これは私は実は、文部大臣を先般呼びまして、一体文部省はそれを分けるという考えなのか。自分は反対だ。それは中学というものが当然国民の基礎的の義務教育の何であつて、それを分けるということは、組を分けて自分というところは、本来の何からいって自分は反対だ。そう言つたら、文部省としてはそういうことをするつもりはありませぬ、ということをお聞きして、私はそれを分けるという意見があるから、私はそれを分けるという方針として文部省がそれを押しつけることはない、かように信じておりますが、なお、その点については、私は、分けてはならぬという強い考えを持っておりますから、十分文部省に徹底するようにします。

○成瀬治君 進学校、就職組のことについては、まことに明瞭なお答えをいただきましてありがとうございます。次に、青年のことについて、総理はしばしば青年に期待するといふことをおっしゃる。そして先ほど御答弁を聞いておられます、青年の家、いろいろなことについて予算等も確保してある。今月号の主編の友に、児童憲章ができてから十年、そしてちよつとそのさわりの言葉に、遊びは大人の一部であつて、子供は全部である、そういう遊び場というふうなものが非常になくて困つておるといふようなことが言われておる。一つ総理として積極的

に、この青少年犯罪のふえておるというときに、私は言葉で青少年に期待するとか、あるいはああだこうだと言つてもだめだ、やはり今手を打たなければ三つ子の魂百までであつて、三十年先ほんとうに私は心配をしなくちゃならぬと思う。一つ大英断をふるつて、この少年の遊び場と申しますか、子供の生活全部の問題についてやはりめんどうを見てやる。これは私は、一つの暴力の追放の具体的な施策だと思ふ。総理大臣のおっしゃることについて、今度の予算がだめでも、総選挙も近い。臨時国会……まあ総理はそのまま居すわりだとして仮定しておる。そこで、臨時国会等において積極的にいかになる御用意があるのかないのか。

○國務大臣(岸信介君) 私大へん予算の数字を覚えてませんけれども、予算の最後の編成のときに、今お話しになりました子供遊び場というものをある程度作り出さなければならぬ。これはもちろん全国にすべて十分に作るのかというところは初年度です。かからませませんが、とにかくそれを作れたいことを申します。が、ごくまだわずかでございまして、青年の家というふうな、これもごくわずかでございまして、何をすると同時に、すでに青年の程度に達しているものはもう少しスポーツの関係におきましては、私は大いにこれを奨励していきたいという考えを持っておりますが、子供のいわゆるほんとうの遊び

場、お話のよりなもの、何か最近で  
きました中小都市においては特に私は  
欠けているように思う。大都市には割  
に公園とか何とかいろいろものが、これも  
十分ではありませんけれども、地域的  
に離れている所もありますけれども、  
中小都市にはいわゆるそういう点が欠  
けて、しかも道路なんかは整備されて  
いない。子供の交通事故というよう  
なものも非常に多いというよう  
なことを考へまして、一部とにかく頭を出しま  
したが、これもつと思ひ切つてやれ  
と言われる成瀬委員のお話には私は全  
然同意でありまして、特に青少年と  
言つておるが、少年の、小さい者を伸  
び伸びと明るく育て上げるといふこと  
につきましては、なお十分考へて参り  
たいと思ひます。

○成瀬薩治君 最後に、私は悪の菓は  
いろいろなものがあるが、一つのギヤ  
ンブル行為、いわゆる競輪とか賭博  
とか、競艇とか、しかもこのテラ銭に  
よつて国の財政が若干助かつておる。  
地方財政も相当おんぶしておる。ある  
いは自転車産業界はこれによつて潤  
ておる。戦後十三年、正しい姿ではな  
いと思ふ。今度の選挙公約等に岸総裁  
の自民党は、こういうものはやめると  
いうようなことを一つ思ひ切つてやつ  
ていただかなければ、私は悪の菓にメ  
スが入れぬじやないか。こういう法律  
は、暴力取締りができた、あるいは  
あつせん取罪ができる。いろいろな  
ことがござりますけれども、こういう  
ものについて見のがしていつては、私  
は少しおかしじやないか。しかもこ  
れが貧乏の道にも通ずるわけなんで  
す。あつてでうんと損害する人が多  
く、もうける人よりも使わされる人が

多い。テラ銭のあたりが多いというこ  
とは、そういうことなんです。です  
から、そういうふうなギャンブル行為が  
一挙に三つできないとすれば、何か一  
つずつではずしていくといふことを  
私はやるのが、今度の選挙なんかのス  
ローガンとして国民に公約するには絶  
好だと思ふ。ですから、そういう勇気  
はあるのかないのか、どうなのです  
か。

○國務大臣(岸信介君) 実は私自身も  
このギャンブル行為、ことに戦後に競  
輪その他競艇とか、いろいろなものが  
できたことについては苦々しく考へて  
おる一人でございます。とにかくと  
りあえず、一切の新設は認めないとい  
う方針をはつきり第一にしまして、こ  
れが整理につきましては、今実は地方財  
政とも、はなはだ現実がそつてすか  
ら、いい悪いは別として、地方財政と  
の関係も相当に考慮しなければならぬ  
実情もござります。一方競輪等につき  
ましては取締り、その他いわゆる射  
的分子をできるだけ少くするような取  
締りをいたして、あまり繁盛をしない  
ようなやり方も考へてきておりますけ  
れども、どういふような方法でこれ  
をなくしていくかといふことにつ  
いては、私も十分一つ考へてみたいと思  
ひます。今お話し通り、ただやめると  
いふことは、それはいかにも勇気だけ  
じゃなしに、そういうふうないろいろ  
な関係を持つておられます。すでに  
おるものもござりますから、一つ考  
へてみたいと思ひます。私自身は全  
くお考へない……今申しますように、今  
いろいろの新設をねらつて出願をしたと  
ころの者もあるようでありまして、  
それは一切許さぬといふことにして、

これに対する、われわれが従来これに  
対して奨励をしたといふことはありま  
すまいが、どちらかといふと、一部政  
府の方もこれについて寛大な立場だ  
といふ考へ方に対しては、私はまず方針  
をきめておられますけれども、なお、そ  
れをどういふふうにして整理してい  
かといふようなことについては、実は  
私も考へてみたいと思ひます。

○委員長(青山正一君) ほかに総理大  
臣に御質疑はござりませんか。——時  
間も尽きたようでございますから、本  
日はこの程度にいたしたいと存じま  
す。御異議ござりませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(青山正一君) 御異議ないと  
認めます。  
次会は、明十七日、午前十時、派遣  
委員報告及び刑法関係三案について質  
疑を行います。  
本日は、これにて散会いたします。  
午後四時九分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託  
された。  
一、証人等の被害についての給付に  
関する法律案(予備審査のための  
付託は二月十七日)  
一、刑法の一部を改正する法律案  
(予備審査のための付託は三月十  
九日)  
一、刑事訴訟法の一部を改正する法  
律案(予備審査のための付託は三  
月十二日)